

第6部 注射

通則

- 1 注射の費用は、第1節及び第2節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 注射に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 生物学的製剤注射を行った場合は、生物学的製剤注射加算として、前2号により算定した点数に15点を加算する。
- 4 精密持続点滴注射を行った場合は、精密持続点滴注射加算として、前3号により算定した点数に1日につき80点を加算する。
- 5 注射に当たって、麻薬を使用した場合は、麻薬注射加算として、前各号により算定した点数に5点を加算する。
- 6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

イ 外来化学療法加算1

(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合

- | | |
|---------|------|
| ① 15歳未満 | 820点 |
| ② 15歳以上 | 600点 |

(2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合

- | | |
|---------|------|
| ① 15歳未満 | 670点 |
| ② 15歳以上 | 450点 |

ロ 外来化学療法加算2

(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合

- | | |
|---------|------|
| ① 15歳未満 | 740点 |
| ② 15歳以上 | 470点 |

(2) 抗悪性腫瘍剤以外の薬剤を注射した場合

- | | |
|---------|------|
| ① 15歳未満 | 640点 |
| ② 15歳以上 | 370点 |

- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、前号のイの(1)を算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合に、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。
- 8 第1節に掲げられていない注射であって簡単なものの費用は、第2節の各区分の所定点数のみにより算定し、特殊なものの費用は、第1節に掲げられている注射のうちで最も近似する注射の各区分の所定点数により算定する。
- 9 注射に伴って行った反応試験の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。

第1節 注射料

通則

注射料は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 注射実施料

区分

- G 0 0 0 皮内、皮下及び筋肉内注射（１回につき） 20点
- 注 1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。
- 2 区分番号 C 1 0 1 に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号 C 1 0 8 に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号 C 1 0 8－2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に併せて行った皮内、皮下及び筋肉内注射の費用は算定しない。
- G 0 0 1 静脈内注射（１回につき） 32点
- 注 1 入院中の患者以外の患者に対して行った場合に算定する。
- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。
- 3 区分番号 C 1 0 1 に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号 C 1 0 4 に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号 C 1 0 8 に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号 C 1 0 8－2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に併せて行った静脈内注射の費用は算定しない。
- G 0 0 2 動脈注射（１日につき）
- 1 内臓の場合 155点
- 2 その他の場合 45点
- G 0 0 3 抗悪性腫瘍剤局所持続注入（１日につき） 165点
- 注 皮下植込型カテーテルアクセス等を用いて抗悪性腫瘍剤を動脈内、静脈内又は腹腔内に局所持続注入した場合に算定する。
- G 0 0 3－2 削除
- G 0 0 3－3 肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入（１日につき） 165点
- G 0 0 4 点滴注射（１日につき）
- 1 6歳未満の乳幼児に対するもの（１日分の注射量が100mL以上の場合） 99点
- 2 1に掲げる者以外の者に対するもの（１日分の注射量が500mL以上の場合） 98点
- 3 その他の場合（入院中の患者以外の患者に限る。） 49点
- 注 1 点滴に係る管理に要する費用を含む。
- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。
- 3 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。
- 4 区分番号 C 1 0 1 に掲げる在宅自己注射指導管理料、区分番号 C 1 0 4 に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料、区分番号 C 1 0 8 に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号 C 1 0 8－2 に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号 C 0 0 1 に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号 C 0 0 1－2 に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に併せて行った点滴注射の費用は算定しない。
- G 0 0 5 中心静脈注射（１日につき） 140点
- 注 1 血漿成分製剤の注射を行う場合であって、１回目の注射に当たって、患者に対して注射の必要性、危険性等について文書による説明を行ったときは、血漿成分製剤加算として、当該注射を行った日に限り、50点を所定点数に加算する。
- 2 中心静脈注射の費用を算定した患者については、同一日に行われた区分番号 G 0 0 4 に掲げる点滴注射の費用は算定しない。
- 3 区分番号 C 1 0 4 に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者

に対して行った中心静脈注射の費用は算定しない。

- 4 区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に併せて行った中心静脈注射の費用は算定しない。

- 5 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する。

G005-2 中心静脈注射用カテーテル挿入 1,400点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して静脈切開法を用いて行った場合は、静脈切開法加算として、2,000点を所定点数に加算する。

G005-3 末梢留置型中心静脈注射用カテーテル挿入 700点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

G005-4 カフ型緊急時ブラッドアクセス用留置カテーテル挿入 2,500点

注1 カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。

- 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、500点を所定点数に加算する。

G006 植込型カテーテルによる中心静脈注射（1日につき） 125点

注1 区分番号C104に掲げる在宅中心静脈栄養法指導管理料を算定している患者に対して行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

- 2 区分番号C108に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理料又は区分番号C108-2に掲げる在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定している患者について、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(II)を算定する日に併せて行った植込型カテーテルによる中心静脈注射の費用は算定しない。

- 3 6歳未満の乳幼児に対して行った場合には、乳幼児加算として、50点を所定点数に加算する。

G007 腱鞘内注射 27点

G008 骨髓内注射

1 胸骨 80点

2 その他 90点

G009 脳脊髄腔注射

1 脳室 300点

2 後頭下 220点

3 腰椎 140点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、60点を所定点数に加算する。

G010 関節腔内注射 80点

G010-2 滑液嚢穿刺後の注入 80点

G011 気管内注入 100点

G012 結膜下注射 27点

G 0 1 2 - 2	自家血清の眼球注射	27点
G 0 1 3	角膜内注射	35点
G 0 1 4	球後注射	60点
G 0 1 5	テノン氏 ^{のう} 嚢内注射	60点
G 0 1 6	硝子 ^{えき} 体内注射	580点
G 0 1 7	腋窩 ^{えき} 多汗症注射（片側につき）	200点
G 0 1 8	外眼筋注射（ボツリヌス毒素によるもの）	1,500点

第2款 無菌製剤処理料

区分

G 0 2 0 無菌製剤処理料

- 1 無菌製剤処理料1（悪性腫瘍に対して用いる薬剤が注射される一部の患者）
 - イ 閉鎖式接続器具を使用した場合 180点
 - ロ イ以外の場合 45点
- 2 無菌製剤処理料2（1以外のもの） 40点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、動脈注射、抗悪性腫瘍剤局所持続注入、肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、点滴注射、中心静脈注射又は植込型カテーテルによる中心静脈注射を行う際に、別に厚生労働大臣が定める患者に対して使用する薬剤について、必要があつて無菌製剤処理が行われた場合は、当該患者に係る区分に従い1日につき所定点数を算定する。

第2節 薬剤料

区分

G 1 0 0 薬剤

- 1 薬価が1回分使用量につき15円以下である場合 1点
- 2 薬価が1回分使用量につき15円を超える場合 薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数

注1 特別入院基本料等を算定している病棟を有する病院に入院している患者であつて入院期間が1年を超えるものに対する合算薬剤料が、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数を超える場合（悪性新生物その他の特定の疾患に罹患している患者に対して投薬又は注射を行った場合を除く。）には、当該合算薬剤料は、所定点数にかかわらず、220点にその月における当該患者の入院日数を乗じて得た点数により算定する。

- 2 健康保険法第85条第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費に係る食事療養又は健康保険法第85条の2第1項及び高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費に係る生活療養の食事の提供たる療養を受けている患者又は入院中の患者以外の患者に対して投与されたビタミン剤については、当該患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であつて、医師が当該ビタミン剤の注射が有効であると判断した場合を除き、これを算定しない。

- 3 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第3節 特定保険医療材料料

区分

G 2 0 0 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。